

車両効率化設備

テールゲートリフター導入事業

1. 補助対象機器

◆以下の①～④の要件を全て満たすもの

- ①指定する機器であること（該当する型式等は別表を参照）
- ②令和8年4月1日（水）から令和9年2月19日（金）までの間に、該当する機器を装着した事業用自動車を購入（導入）し新車新規登録を受けたもの、または所有している事業用自動車に新たにテールゲートリフターを後付装着し、構造等変更検査を受けたものであること
- ③未使用のテールゲートリフターであること
- ④テールゲートリフター未装着の事業用自動車に新たにテールゲートリフターを装着したものであること

補助対象とならないもの（例）

- 中古品のテールゲートリフター
- テールゲートリフター装着済みの中古車（登録済みのいわゆる「未使用車」や「新古車」を含む）
- 既に装着済みのテールゲートリフターを未使用のものと付け替えたもの
- 自家用自動車（白ナンバーのトラック）に装着したもの
- 令和8年3月31日（火）以前、又は令和9年2月20日（土）以降に新車新規登録又は構造等変更検査を受けたもの
- 令和9年2月19日（金）までに支払いが全て完了されなかったもの

2. 補助金の額等

- ・導入費（取付工賃や消費税は含まない）に補助率を乗じた額以内、かつ、補助上限の額以内（千円未満切り捨て）

種類	補助率	補助上限
アーム式	1/12	50 千円／台
垂直式		50 千円／台
後部格納式		100 千円／台
床下格納式		100 千円／台

3. 申請書類等

○交付申請書兼請求書（様式第1号）、算定基礎資料（様式第2号）及び以下の各補助対象経費資料

- ・見積書、請求書、支払いを証明する書類

自動車登録番号または車台番号および補助対象機器の品名、型式、導入費等の記載があるもの

- ・自動車検査証（自動車検査証記録事項）

後付装着の場合は、構造等変更検査前後2通の自動車検査証（自動車検査証記録事項）が必要

- ・装着状態を示す写真
機器と装着車両の登録番号が確認できる写真（後方から撮影）1枚、製造番号が確認できる銘板等の写真1枚
- ・自動車賃貸借契約書
リース契約に限る

4. 申請受付期間

令和8年5月1日から令和9年2月19日

5. 注意事項

- (1) 今回の補助事業は、事業用自動車（緑ナンバー）に指定のテールゲートリフターを導入したものが対象となります。また、自家用自動車（白ナンバー）の車両を事業用に変更した場合は対象となりません。
- (2) 補助金を受けたテールゲートリフターは、財産処分制限期間（5年）の保有義務が生じます。その間に売却等で装着車両の所有者を変更する場合や、事故や故障等による損害等により機器を使用できなくなり当該機器や装着車両を処分する場合は、補助金の返還義務が生じます。また、リースの場合にあつては、リース契約の解約も補助金の返還対象となります。なお、いずれの場合も処分にあつては、兵ト協へ事前に申請を行うとともに承認を受ける必要があります。
- (3) テールゲートリフター購入の際の支払い方法は、原則として、振込、現金または小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は申請日までに全て支払いを完了しなければ認められません。
- (4) 手形あるいは割賦による支払いのため、テールゲートリフターの所有権が留保されている場合は、補助金の交付を受けることはできません。申請日までに移転登録手続き（所有権留保を解除）を行う必要があります。
- (5) リースによる導入の場合にあつては、車両のリース契約期間が、財産処分制限期間（5年）以上でなければ補助を受けることはできません。